



2017年2月27日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司様

〒150-8510

東京都渋谷区渋谷二丁目 21-1 渋谷ヒカリエ
株式会社ディー・エヌ・エー 経営企画本部法務部

TEL : (03) 4366-7204 FAX : (03) 5468-3701

担当 :

資料送付のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

下記の通り書類を送付致します。ご査収のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

・ご回答 1通

以上

2017年2月27日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司様

株式会社ディー・エヌ・エー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より頂きました2017年2月3日付「再申入書」につきまして、弊社より先般ご回答申し上げました趣旨と同様となり恐縮ですが、以下の通り、ご回答申し上げます。

貴会は、弊社が「Mobage」（モバゲー）の名称で提供するサービスのお客様向けの規約（モバゲー会員規約）（以下、「本件規約」といいます。）の一部の条項（第4条3項、第7条3項、第10条1項及び同第12条1項乃至4項）が消費者契約法8条に違反するとして、当該各条項の使用停止又は修正をすることを請求されております。

しかしながら、貴会がご指摘の前記各条項が消費者契約法第8条に違反するものではないことは、前回ご回答したとおりでございます。

なお、念のため申し上げますと、弊社に債務のない事項について、債務不履行による損害賠償責任を負いませんし、弊社に不法行為が成立しない場合には、損害賠償責任を負うものではありません。一方、弊社の故意又は重大な過失による債務不履行及び不法行為については、損害賠償責任を負いますし、弊社の軽過失による債務不履行及び不法行為については、1万円を上限として損害賠償責任を負います。

したがって、弊社といたしましては、貴会のご請求に応じることはできかねますが、ご理解を賜われますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具